

研究上の不正行為に関する取扱規程

第1条(目的)

本規程は、名古屋電機工業株式会社(以下、「会社」という。)における公正な研究活動を推進するとともに、研究活動における不正行為が生じた場合に適正に対応するために必要な事項を定めるものとする。

第2条(定義)

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成員：会社において研究活動に従事する役員、社員およびその他会社の施設を利用して研究を行う者をいう。
- (2) 配分機関：文部科学省、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、各府省庁(各府省庁から当該研究資金に係る委託を受けた機関を含む。)等をいう。
- (3) 不正行為：構成員または構成員であった者が会社に在籍中に行った故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。
 - ① 捏造：データまたは実験結果を偽造すること。
 - ② 改ざん：研究試料・機材・研究過程に操作を加え、またはデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと。
 - ③ 盗用：他人の研究内容または文章を適切な手続を経ることなしに流用すること。

第3条(最高管理責任者)

公正な研究の実施および研究上の不正行為の防止について会社を統括する権限を有するとともに、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役社長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公正な研究の実施に係る不正防止対策の基本方針を策定し、社員等に周知するとともに、企業倫理委員会委員長および企業倫理委員会が責任を持って競争的資金等の適正な運営および管理並びにコンプライアンス教育が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

第4条(企業倫理委員会委員長および企業倫理委員会)

最高管理責任者を補佐し、実質的な責任を負う者として企業倫理委員会委員長を置き、取締役または本部長のうちから代表取締役社長が指名した者をもって充てる。

- 2 企業倫理委員会委員長および企業倫理委員会にて公正な研究の実施および研究上の不正行為の防止を図る。
- 3 企業倫理委員会委員長は、研究倫理の向上、不正行為の防止等に関し、会社を統括する権限および責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

第5条(部の研究倫理管理責任者)

- 最高管理責任者は、研究を行う部門に、研究倫理管理責任者を置き、当該部の長をもって充てる。
- 2 研究倫理管理責任者は、当該部における研究倫理の向上、不正行為の防止等に関して責任を有する者として、公正な研究活動を推進し、研究倫理教育、その実施体制の整備等を行わなければならない。
 - 3 研究倫理管理責任者は、当該部に所属する構成員に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。
 - 4 当該部において必要と認めるときは、副責任者を置くことができる。
 - 5 副責任者は、当該部のうちから研究倫理管理責任者が指名する。

第6条(構成員の責務)

- 構成員は、自己が行う学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、常に誠実に公正な研究を遂行しなければならない。
- 2 構成員は、研究に求められる倫理規範を習得するため、研究倫理教育を受講するものとする。
 - 3 構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料（以下「研究資料等」という。）を適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
 - 4 構成員が退職等により構成員でなくなる場合は、当該構成員が所属する部門の定めるところにより、研究資料等のうち保存すべきものについて、バックアップを作成して保存する、保存場所を記録し追跡を可能としておく等の措置を講ずるものとする。

第7条(研究資料等の保存期間)

- 研究資料等の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。
- 2 試料および標本の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、研究分野の特性に応じて、これを下回る期間を別に定めることができる。
 - 3 第1項および第2項の規定にかかわらず、保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該資料についてはその法令等に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が第1項および第2項に定める期間に満たない場合については、この限りでない。
 - 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、外部から研究資料等を受領するにあたり、保存期間に関する契約等が別途ある場合は、当該契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が第1項および第2項に定める期間に満たない場合については、この限りでない。

第8条(不正行為に係る調査等)

不正行為に係る調査、審理および判定並びに裁定は、企業倫理委員会委員長が総括し、企業倫理委員会が処理する。

第9条(不正行為申立て窓口)

不正行為に係る申立て、申立ての意思を明示しない相談、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

- 2 窓口は、申立者および情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、社外の弁護士事務所および人事部長とする。
- 3 窓口は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正行為に係る申立ての受付
 - (2) 不正行為に係る申立て、申立ての意思を明示しない相談および提供された情報の整理および企業倫理委員会委員長への取次ぎ
 - (3) 第16条に規定する異議申立ての代表取締役社長への取次ぎ
 - (4) 申立者(次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。)への判定結果の通知
- 4 企業倫理委員会委員長は、申立ての意思を明示しない相談の報告を受けたときは、その内容について確認し、相当の理由があると認めた場合は、窓口を経由して、相談者に対して、申立ての意思の有無について確認するものとする。
- 5 前項の確認の結果、相談者に申立ての意思がある場合には、企業倫理委員会委員長は、窓口を経由して、相談者に申立てを求めることができる。

第10条(不正行為に係る申立て)

不正行為の疑いがあると考えられる者に対して、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

第11条(悪意に基づく申立て)

何人も、悪意に基づく申立てを行ってはならない。

- 2 本規程において、悪意に基づく申立てとは、被申立者を陥れるため、被申立者の研究を妨害するため等専ら被申立者、会社等に何らかの不利益を与えることを目的とする申立てをいう。

第12条(職権による調査)

代表取締役社長は、第10条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を企業倫理委員会委員長に命ずることができる。

第13条(予備調査)

企業倫理委員会委員長は、第10条による申立てを受理した場合または前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 企業倫理委員会委員長は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。

- 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たって、申立者からの事情聴取または申立てに係る書面にに基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。
- 4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 企業倫理委員会の委員のうち企業倫理委員会委員長が指名した者若干名
 - (2) 申立てに係る調査の対象者(以下「調査対象者」という。)が所属する部門の長
 - (3) その他企業倫理委員会が必要と認めた者
- 5 予備調査委員会の議長は、前項第 1 号の委員のうち企業倫理委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- 7 予備調査委員会は、第 10 条による申立てを受理した日または前条により調査の開始を命ぜられた日から原則として 30 日以内に予備調査を終了し、当該調査の結果を企業倫理委員会に報告するものとする。
- 8 企業倫理委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、その結果を申立者、および調査対象者(第 6 項の規定により事情聴取を行った場合に限り。)に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
さらに、その結果を配分機関に報告するものとする。

第 14 条(本調査)

- 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合、企業倫理委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して概ね 30 日以内に、本調査を開始するものとする。この場合において、本調査の実施の決定その他の報告を配分機関および文部科学省に行うとともに、調査方針、調査対象、方法等について配分機関と協議を行うものとする。
- 2 企業倫理委員会は、必要に応じて調査専門委員会を置くことができる。
 - 3 企業倫理委員会および調査専門委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者および調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面にに基づき、不正行為の有無および程度について調査する。
 - 4 本調査の対象は、申立てられた事案に係る研究活動の他、企業倫理委員会および調査専門委員会の判断により、本調査に関連した調査対象者の他の研究を含めることができる。
 - 5 調査専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は、会社に属さない外部有識者とし、全ての調査専門委員は申し立て者または調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - (1) 企業倫理委員会の委員のうち企業倫理委員会委員長が指名した者若干名
 - (2) その他企業倫理委員会が必要と認めた者
 - 6 企業倫理委員会は、調査専門委員会を設置したときは、調査専門委員の氏名および所属を申立者および調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者および調査対象者は、通知を受けた日から 7 日以内に、書面により、調査専門委員会に対し、理由を添えて異議申立てを行うことができる。

- 7 企業倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査専門委員を交代させるとともに、その旨を申立者および調査対象者に通知するものとする。
- 8 調査専門委員会の議長は、第 5 項第 1 号の委員のうち企業倫理委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- 9 企業倫理委員会および調査専門委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) 証拠となる資料その他の関係書類の保全
 - (4) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 10 前項第 3 号の措置を行う場合において、申立てられた事案に係る研究活動が行われた研究機関が会社の機関でないときは、申立てられた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料その他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 11 調査専門委員会は、本調査を開始した日から原則として 150 日以内に本調査の結果を企業倫理委員会に報告するものとする。

第 15 条(審理および判定)

- 企業倫理委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無および程度について審理し、判定を行う。
- 2 企業倫理委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の判定を行うものとする。
 - 3 企業倫理委員会は、第 1 項および第 2 項の判定に当たっては、調査対象者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 企業倫理委員会は、第 1 項および第 2 項の判定の結果を代表取締役社長に報告するとともに、文書により申立者および調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
 - 5 企業倫理委員会委員長は、第 2 項の判定を行った場合において、悪意に基づく申立てを行った者について、企業倫理委員会の協議を経て、必要な措置を講じなければならない。
 - 6 企業倫理委員会委員長は、前項の措置を講じたときは、配分機関および文部科学省に対して、その措置の内容等を通知する。
 - 7 申立ての受理の日から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関および文部科学省に提出しなければならない。なお、期限までに本調査が完了しない場合でも、本調査の中間報告を提出しなければならない。また、本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関および文部科学省に報告を行うものとする。

第 16 条(異議申立て)

- 申立者および調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、代表取締役社長に対して異議を申し立てることができる。
- 2 申立てが悪意に基づくものと判定された申立者（調査対象者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく申立てと判定された者を含む。）は、その判定について、前項の例により、異議申立てをすることができる。
 - 3 第 1 項または第 2 項の異議申立ては、所定の異議申立書を窓口提出することにより行わなければならない。
 - 4 第 1 項または第 2 項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して 10 日以内に行わなければならない。
 - 5 代表取締役社長は、調査対象者から異議申立てがあったときは申立者に対して通知し、申立者から異議申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとし、加えて、配分機関および文部科学省にも通知する。異議申立ての却下をしたときまたは再調査開始の決定をしたときも同様とする。

第 17 条(不服審査委員会)

- 代表取締役社長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。
- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、企業倫理委員会の判定の結果および関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を代表取締役社長に報告しなければならない。
 - 3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 取締役(企業倫理委員会委員長を除く。)のうち代表取締役社長が指名した者
 - (2) 構成員のうち代表取締役社長が指名した者若干名
 - 4 企業倫理委員会、予備調査委員会および調査専門委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
 - 5 代表取締役社長は、第 2 項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者および調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

第 18 条(再審理)

- 代表取締役社長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、企業倫理委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。
- 2 企業倫理委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第 14 条および第 15 条の規定を準用して再調査並びに再審理および判定を行わなければならない。

- 3 企業倫理委員会は、再審理開始の日から原則として 50 日以内に、前項の判定の結果を代表取締役社長に報告するとともに、文書により申立者および調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
- 4 申立者および調査対象者は、第 2 項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

第 19 条(裁定)

- 企業倫理委員会は、第 15 条第 1 項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第 2 項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無および程度について裁定を行う。
- 2 企業倫理委員会委員長は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、企業倫理委員会の協議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。
 - (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する代表取締役社長および調査対象者の所属する部等の長への勧告
 - (2) 配分機関および文部科学省への通知
 - (3) 必要に応じて関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (4) その他不正行為の排除のために必要な措置
 - 3 企業倫理委員会委員長は、第 1 項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報または知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。
 - 4 前項の公表内容は、不正使用に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名等を公表しないことができる。

第 20 条(研究に係る経費の使用停止・中止・返還等)

- 企業倫理委員会委員長は、本調査を実施することを決めてから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、申立てされた調査対象者の研究に係る公的研究費の使用を一時停止することができる。
- 2 企業倫理委員会委員長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、当該不正行為が認定された者に対し、ただちに当該研究に係る公的研究費の使用中止を命じ、当該公的研究費の一部または全部を返還させることができる。
 - 3 企業倫理委員会委員長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、調査対象者にとって当該研究に係る公的研究費の一時使用停止を解除するものとする。

第 21 条(調査対象者の保護)

企業倫理委員会委員長は、予備調査、本調査または再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障、名誉のき損等があったときは、企業倫理委員会の協議を経て、その正常化または回復のために必要な措置をとらなければならない。

第 22 条(補佐者の同席)

企業倫理委員会、予備調査委員会、調査専門委員会および不服審査委員会は、第 13 条から第 18 条までの手続に際し、事情聴取等を行う場合または弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、申立者または調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

第 23 条(協力義務)

不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査または再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

- 2 企業倫理委員会委員長は、配分機関および文部科学省から要請があった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を、配分機関および文部科学省に提出しなければならない。
- 3 企業倫理委員会委員長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じなければならない。

第 24 条(不利益取扱いの禁止)

会社の役員および社員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査または再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 企業倫理委員会委員長は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

第 25 条(秘密の保持)

不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 26 条(事務)

研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、人事部において処理する。

第 27 条(雑則)

この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

本規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 本規程は、2018 年 7 月 1 日から改定施行する。